

お知らせ

令和3年1月1日より 継続検査申請にかかる署名又 は押印が不要となります

国土交通省自動車局においては、「規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）」及び「経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月17日閣議決定）」に基づき、申請書等（国民・民間事業者等から国・独立行政法人等への申請等に係る書面をいう。以下同じ。）に義務付けている押印の見直しを進めてきたところです。

今般、自動車局関連の政省令については、「押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係政令の一部を改正する政令（令和2年政令第363号）」及び「押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令（令和2年国土交通省令第98号）」により改正し、令和3年1月1日より**継続検査申請書の本人署名又は押印が不要※**となりましたので、ご承知おきください。

（なお、使用者欄の記名は従来のとおり必要となりますのでご注意ください。）

※保安基準適合証の押印は引き続き必要です。

詳しくは窓口職員までお問合せください。

令和2年12月24日

京都運輸支局

検査・整備・保安部門